

流通

イ フランチャイズ・システム

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画（改定）		
		平成14年度		平成15年 度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
サービス業など小売業以外のフランチャイズに関する実態把握と情報開示を含めた制度の在り方の検討 （経済産業省）	近年、小売業以外のフランチャイズ産業のウェイトが高まっている実態にもかんがみ、フランチャイズ・チェーンシステムの普及促進等による中小企業・ベンチャー企業の健全な発展を図るため、サービス業などの小売業以外のフランチャイズについては、その実態把握を十分に行い、上記の現行法制上のルールに加え、契約締結時の情報開示を含めた制度の在り方について、早急に検討する。	実態把握 に着手			（経済産業省） サービス業など小売業以外のフランチャイズ産業の実態も把握するための調査を上半期に着手する。 （経済産業省） サービス業等の小売業以外のフランチャイズについても、その実態把握を十分に行った上で、契約締結時の情報開示に関する制度整備等について検討するとともに、相談窓口の整備等の施策を講ずることにより、サービス・フランチャイズシステムに関する環境を平成14年度中に整備することとした。 中間とりまとめ（第1章2.(1)3)a) 骨太2002（第2部2.(3)）		実態把握	
		措置内容の深化・具体化 実施予定時期の明確化					制度の在り方については実態把握を踏まえ早急に検討	

エ その他

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画（改定）		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
酒類の共同蔵置所の取扱いの簡素化 （財務省）	複数の酒類の販売業者が共同で酒類蔵置所を設置する場合、使用スペース等を分けしていないとしても、酒類の販売業者ごとに蔵置している酒類が確実に特定できる場合には共同使用を認めることについて検討する。	結論・措置			（財務省） 複数の酒類の販売業者が一つの倉庫等に共同して酒類蔵置所を設置する場合であっても、倉庫業者等との契約により酒類が酒類の販売業者ごとに管理され、記帳等により蔵置している酒類を特定することができる場合には、当該倉庫等へ蔵置所の設置を認める。（平成14年7月4日措置済）		結論・措置	
期限付き酒類小売業免許の申請手続の簡素化 （財務省）	開催期間があらかじめ定められている期限付酒類小売業免許について、既免許者の場合には添付書類の更なる簡素化を図る。	措置			（財務省） 「酒税法及び酒類行政関係事務マニュアルの一部改正について（事務運営指針）」により措置済。（平成14年7月4日）		措置	